

平成30年度自家用電気工作物立入検査結果について

那覇産業保安監督事務所保安監督課

令和元年7月1日

1. 立入検査の目的

自家用電気工作物の設置者は、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、保安規程に基づき、電気設備に関する技術基準に適合するように常に設備を維持して、電気の安全使用、電気事故の未然防止並びに公害防止等を図る義務があります。

当所においては、自家用電気工作物の設置者に対し、保安規程の遵守、電気主任技術者の保安業務の実施状況等について確認するため、電気事業法第107条の規定に基づく立入検査を実施しています。

2. 立入検査対象事業場の選定及び概要

平成30年度については次の事業場を選定の上、6事業場に対し立入検査を実施しました。

(1) 事故が発生した事業場

なお、対象事業場の規模及び主任技術者選任形態内訳は表1のとおりです。

表1：規模及び主任技術者選任形態内訳

	低圧	高圧				特別 高圧	合計
		100kw未満	100kw以上 500kw未満	500kw以上 1000kw未満	1000kw以上		
専任	0	0	0	0	0	0	0
兼任	0	0	0	0	0	0	0
許可	0	0	0	0	0	0	0
統括	0	0	0	0	0	0	0
外部委託	0	2	4	0	0	0	6
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	4	0	0	0	6

3. 立入検査の実施方法

立入検査では、事前に各事業場に文書による通知を行った上で立ち入りし、主に以下の事項について、電気工作物の外観検査や点検結果等の書類を検査します。

- (1) 電気主任技術者の執務状況
- (2) 保安規程遵守状況（組織、保守、運用、保安教育、災害対策等）
- (3) 電気工作物の維持管理状況（技術基準適合状況等）
- (4) 電気事業法関連法令に基づく諸手続の遵守状況

立入検査の結果、指摘事項があった場合は、現場において、設置者に対し書面で指摘し、設置者は改善の結果について、後日書面により報告します。

4. 立入検査の結果

- (1) 電気工作物の維持管理状況（技術基準適合状況等）

確認された電気工作物の施設状況については、電気設備の技術基準に抵触している保安上懸念される指摘事項が1件見受けられ、文書により指摘しました。（表2参照）

表2：保安上懸念される指摘事項

注意事項	件数
電気室への「立入禁止」表示がされていない。 (感電等の恐れのある場所へ危険と知らずに立ち入る恐れ。)	1

注) 1箇所の事業場で複数の指摘事項がある場合はそれぞれに計上されている。

5. まとめ

平成30年度は、指摘事項が1件のみでありました。指摘内容も容易に改善できる事項ではありましたが、このような改善に時間を要しないにもかかわらず、技術基準に適合していない状況をそのままにしている事業場が過去の立入検査からも多く見られます。小さな指摘が大きな指摘となり重大事故につながるものが懸念されます。自主保安のもと、技術基準をクリアし、安全な電気設備の維持・運用に努めることが重要です。

月次点検や年次点検は、保安規程に基づき、適切な方法、頻度で確実に実施しましょう。年次点検未実施の事業場は、電気事故を引き起こしうる要因が事前に把握できず、危険な状態のまま放置しているため、設置者及び保安管理業務受託者は電気事業法違反となります。

また、過去の事例では、定期点検等において、電気主任技術者から相当期間指摘を受け続けている（PASが古いので取り替えを要する等）にも関わらず、設置者が改修等の対応を行っていない事業場も見受けられました。設置者は、事故を未然に防ぐため、電気主任技術者の意見を尊重し、適切な措置を取りましょう。